

議案第107号

長野市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月30日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市都市公園条例の一部を改正する条例

長野市都市公園条例（昭和41年長野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第4号中「茶臼山公園内移動用施設」を「ながのこども館（城山公園屋内遊戯施設をいう。以下同じ。）又は茶臼山公園内移動用施設」に改める。

第12条の4の見出し中「休園日」の次に「、休館日」を加え、同条中「茶臼山動物園城山分園」の次に「、ながのこども館」を、「休園日」の次に「、休館日」を加える。

第12条の5中「入園」の次に「若しくは入館」を、「退園」の次に「若しくは退館」を加える。

第12条の6第1項中「別表の1に定める」を削り、同条第2項中「は、別表の1」を「のうち、ながのこども館の利用料金は別表の1に掲げる額を上限として、ながのこども館以外の有料公園施設の利用料金は同表の1」に改める。

別表の1中

有料公園施設	区分		利用料金
茶臼山動物園	個人	一般	400円以上 600円以下

を

有料公園施設	区分			利用料金
ながのこども館	市民	中学生以上	平日	400円
			土・日・祝日	800円
		小学生	平日	200円
			土・日・祝日	400円
	市民以外の者	中学生以上	平日	800円
			土・日・祝日	1,700円
		小学生	平日	400円
			土・日・祝日	800円
茶臼山動物園	個人	一般	400円以上 600円以下	

に、

	自動式遊戯機	1回につき	50円以上 100円以下
--	--------	-------	-----------------

を

	自動式遊戯機	1回につき	50円以上 100円以下
<p>「平日」とは、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）をいう。</p> <p>「土・日・祝日」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。</p>			

に改める。

別表の5中「休園日」の次に「、休館日」を加え、同表の5茶臼山動物園城山分園の項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削り、同項の次に次のように加える。

ながのこども館	午前9時30分から午後5時まで	<p>(1) 火曜日（その日が休日に当たるときは、それらの日の翌日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
---------	-----------------	---

別表の5茶臼山動物園の項及び茶臼山公園内移動用施設の項中「国民の祝日に関する法律に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。